

## 主 文

労働基準監督署長が、平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に入社しY部門に配属され平成○年○月○日からはY部の所長として営業、現場監督、内部事務及び労務管理等の業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日宿直業務に従事していたところ、翌○日午前8時20分頃出勤した部下によって会社充填庫内で縊死しているのを発見された。死体検案書によれば、死亡したとき：平成○年○月○日午前○時頃（推定）、直接死因：頸部圧迫による窒息、死因の種類：自殺であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、意見書において、被災者は平成〇年〇月〇日頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病したと意見している。一方、当審査会において、被災者の発病した疾病名及び発病時期について、改めてB医師から意見を聴取したところ、被災者は、平成〇年〇月〇日頃急性ストレス反応を発病したとの意見であった。請求人の申述及び被災者が業務による出来事後極めて早く自殺に至っているという本件の経緯等からみて、当審査会は、B医師の当該意見を採用し、被災者は、平成〇年〇月〇日頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.0 急性ストレス反応」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。
- ア 「特別な出来事」について
- 認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度の

もの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らによると、平成〇年〇月〇日、被災者が、C病院医師公舎（以下「本件C病院医師公舎」という。）の顧客からガス料金について、何度も電話がかかってくるといった執拗なクレームに対応したところ、料金値上げの改定通知をしないでガス料金の値上げをしたミスが発覚した事実があり、当該ミスは、「大幅な業績悪化に繋がるミス」ないし「会社の信用を著しく傷つけるミス」と言えるから、認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当し、その業務に係る心理的負荷の総合評価は「強」に相当するものとみるべきである旨主張する。

一方、監督署長は、本件C病院医師公舎の売上げは会社全体の3%と小さく、契約を打ち切られたとしても、会社の存続が危ぶまれることはないこと、また、当該ミスによって被災者が処罰された事実もないことなどから、当該出来事を認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみた上で、その業務による心理的負荷の総合評価は「中」とどまると判断している。そこで、当審査会で検討したところ、次のとおりとなる。

(イ) まず、被災者には、平成〇年〇月〇日、本件C病院医師公舎居住の顧客から料金についてのクレームを受けたのを機に、それまで料金値上げの度ごとに改定通知をしないまま実際にはガス料金の値上げをしていたことがC病院側に発覚した事実が認められ、当該出来事を認定基準別表1に当てはめると、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当する。

当該ミスの影響について、社長は、「もし、Yからくるとすれば、改善指導書が来て、最悪の場合は営業停止というのがくるのかなと思いました。」と述べ、被災者の元部下Dも、「（C病院は）『大得意先』であり、（中略）そのような得意先とのトラブルは精神的にかなりきつかったのではないかと思います。（中略）C病院とのトラブルは、会社にとって非常に大きなものだったはずです。」と申述していることなどからみて、地元で密

着し事業を営む会社にとって、地元C病院という公的な機関との契約を失うことは、非常に大きな信用失墜行為となること、また、会社は事業を縮小してプロパン事業に特化していたところ、仮に営業停止処分を受けるまでの事態になれば、事業の存続すら断念せざるを得なくなることも予測される場所である。したがって、本件C病院医師公舎の売上げが会社全体の3%であったとしても、被災者の犯した当該ミスから予測される会社への影響は極めて甚大なものであったことは否定できないところであり、当該ミスは、会社の経営に影響を与える重大なミスであったとみるのが相当である。

また、被災者の後任Eからの聴取書を踏まえると、被災者は営業所の所長として原料値上げにより度々起こるガス料金の値上げを利用者個々に通知する義務があったことを知りながら、会社にとって影響の大きな取引先については契約を失うことを慮って、歴代の所長の方針を継いで告知しなかったものであると推測される。このような秘匿事項を抱える中、遂に当該ミスが発覚したものであり、被災者は事後対応として、その後、平成〇年〇月〇日、C病院事務局の求めに応じ、1人で病院に対し説明を行うとともに、値上げの通知を怠っていたという事情を知らない社長に対しても、本件C病院医師公舎の顧客とのトラブル及びガス料金が供給開始時期が異なっていたため一棟ごとに異なっていることなどについても報告した。

しかしながら、社長は、当該報告に対し、棟ごとに異なっている料金体系を揃えるように指示したが、本来会社として執るべき善後策についての協議など、肝心の具体的指示や支援を行った形跡は認められず、これにより、被災者はC病院とのトラブルにまつわる一切を一人で抱え込むこととなり、他に解決策を考えるなどの余裕をなくし、その心理的負荷は一層深刻化したものと考えられる。

この点、B医師作成の意見書には、「急性ストレス反応と自傷・自殺の関連の強さについてはICD-10でも指摘されている。実際、多くの例が呆然とした状態で熟慮を欠いたまま、抑うつによる自責感とパニック気味の焦りから自殺している。被災者についても、解決策、善後策を上司らと相談、検討することなく、ひたすら死に急いだ印象がある。」と記載されており、上記見解を裏付けるものとなっている。

なお、Dの申述によれば、会社は、もとはC病院本体のガスの供給を受注していたところ、地方都市におけるプロパンガス事業者の競争もあってこれを失い、再度取引事業者としての復活にかけていた時期であったため、本件ミスは被災者にとって所長としての責任を重篤に痛感させる出来事となったことも、被災者の心理的負荷を強める要素となったものと考えられる。

また、被災者が自殺したのは、宿直業務に従事している最中であったが、宿直の夜、一人で仕事の悩みに直面せざるを得なかったことも、被災者が問題発覚から極めて短期間のうちに自殺に至った要素となったものと考えられる。

(ウ) 以上の事情を総合的に勘案すると、被災者のミスは、会社の信用を著しく傷つけ、場合によれば、事業の存続が不可能となるような重大なミスであったものと認められるとともに、その事後対応にも当たったものと認められることから、当審査会は、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「強」に至ると判断する。

(4) したがって、請求人らのその余の主張を検討するまでもなく、被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷の全体評価は「強」であると判断する。

(5) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

被災者には、特に検討を要する業務以外の心理的負荷及び個体側要因は認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自殺は、本件疾病によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑止力が著しく阻害されている状態に陥っていたことによるものと推定されることあり、被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。